

特定金属くず買受業を営む皆様へ

令和8年6月1日、金属盗対策法※が施行されます

※盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律

1 経緯

- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(以下「法律」という。)が全面施行されること等に伴い、令和8年6月1日から法律に基づく特定金属くず買受業に係る措置が施行されます。

2 特定金属くず買受業の届出

特定金属くず買受業を営もうとする者は、下記のとおり手続きが必要になります。

- (1) 届出が必要となる金属くず
主として「銅」により構成された金属製物品で、切断されるなどによって本来の用途に従って使用することが不可能となったもの。
 - (2) 届出先
営業所の所在地を管轄する警察署(営業所ごとに都道府県公安委員会への届出が必要)
 - (3) 届出期日(無届の場合は罰則の適用あり)
 - 新しく特定金属くず買受業を営む場合(営業を開始しようとする日の前日まで)
 - 施行の際に既に特定金属くず買受業を営んでいた場合(令和8年6月1日から令和8年8月31日までの間)
 - (4) 提出書類
 - 営業開始届出書
 - 営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図
 - 営業所及び特定金属くずの保管場所の周囲の略図
- 個人の場合
- 住民票の写し(日本人は本籍、外国人は国籍等を記載のもの。個人番号の記載が無いもの。)
- 法人の場合
- 代表者の住民票の写し(日本人は本籍、外国人は国籍等を記載のもの。個人番号の記載が無いもの。)
 - 定款
 - 登記事項証明書

3 届出後の措置等

(1) 氏名等の表示(法律第5条)

営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、

氏名又は名称、届出をした公安委員会の名称、届出番号

等の表示が必要となります。(※一部例外を除き、WEBサイトにも表示が必要となります。)

(2) 本人確認及び本人記録の作成等(法律第7条、第8条)

特定金属くずの買受けを行おうとする時は、

- ・ 買受けの相手方の本人確認を行う。
- ・ 当該本人確認に係る事項等に関する記録(本人確認を行った者、本人確認記録の作成者の氏名、本人確認書類等の提示を受けた日等)を作成する。
- ・ 当該本人に係る買受けの行われた日から**3年間**保存する。

ことが義務となります。

買受けの相手方とは、売買契約等の名義となっている法人や自然人です。

※ 相手方が自然人の場合の本人確認

顔写真付き身分証明書(運転免許証、個人番号カード、在留カード等)の提示等で確認が必要です。

※ 相手方が法人の場合の本人確認

取引の任に当たっている自然人の本人確認に加え、法人の確認書類(登記事項証明書、印鑑登録証明書等)の提示等で確認が必要です。

(3) 取引記録の作成等(法律第9条)

特定金属くずの買受けを行った場合は、

- ・ 取引記録(買受けの相手方の氏名又は名称、買受けの日付や時刻、特定金属くずの量、価額、特徴等)を作成する。
- ・ 取引記録は、当該取引に係る買受けの行われた日から**3年間**保存する。

ことが必要になります。

4 問い合わせ先

徳島県警察本部生活安全企画課許可事務指導室営業係(徳島板野警察署業務集約センター内)
088-698-0110(内線:682, 683) 平日:午前8時30分~午後5時15分までの間